

国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料を納めた人へ

国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料は、所得税と市・県民税の申告の際、社会保険料控除の対象になります。

社会保険料控除は、納税者が本人または生計を一にする配偶者やその他の親族の負担すべき社会保険料を納めた場合に適用されます。

- ① **特別徴収(年金天引き)の場合**
特別徴収された本人にのみ適用されます。
- ② **普通徴収(納付書または口座振替)の場合**
保険税(料)を納めた人に適用されます。

平成31年1月～令和元年12月に納めた保険税(料)が対象となります。
納付金額は下記の方法でご確認ください。

① **特別徴収(年金から天引き)**
公的年金等の源泉徴収票で確認
年金保険者から送付されます

源泉徴収票の「社会保険料の額」欄には、年金から天引きされた各保険税(料)の合計額が記載されています。

確定申告書の「社会保険の種類」の欄には「源泉徴収票のとおり」と記入してください。(まとめて記載ができます)

※障害年金、遺族年金受給者には、「公的年金等の源泉徴収票」は送付されません。納付額の確認が必要な人は、右記の各担当課へお問い合わせください

※年金から天引きされた保険税(料)に還付金がある場合は、源泉徴収票の社会保険料控除の額から、還付済金額を差し引いて申告してください

② **普通徴収**
(納付書または口座振替)
納付証明書で確認
1月下旬ごろに、市の各担当課から送付します

※証明書中の納付額は、納めた保険税(料)に還付金があった場合、還付済金額を差し引いた額を記載しています

▼公的年金等の源泉徴収票(参考)

▼申告書記載例

第一表	社会保険料控除	217,700
第二表	社会保険の種類	支払保険料
	源泉徴収票 のとおり	217,700 円
	合計	

※口座振替は、平成30年度第6期(平成30年12月末納期分)～令和元年度(平成31年度)第5期(令和元年11月末納期分)が対象です

国民健康保険税
納収課収納係
☎72-2111

介護保険料
介護保険課介護保険係
☎72-2111

後期高齢者医療保険料
国保年金課医療・年金係
☎72-2111

地域福祉と子育てに関する2つの計画策定について 意見を募集します

提出 問 ①福祉課地域福祉係(東別館1階) ☎72-2111 ☎73-2555
 〒838-0198 小郡市小郡255-1 ☒c-fukushi@city.ogori.lg.jp
 ②子育て支援課児童家庭係(あすてらす1階) ☎72-2111 ☎64-9117
 〒838-0126 小郡市二森1167-1 ☒jido@city.ogori.lg.jp

市が策定する下記計画について、次のとおり計画案への意見を募集します。

①第2次小郡市地域福祉計画・地域福祉活動計画(案)

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、人と人とのつながりを基本とし、「支え合い」の仕組みづくりと『地域共生社会』の実現を目的に策定する計画です。

②小郡市子ども・子育て支援事業計画(第2期)(案)

子どもの健やかな育ちと保護者の子育てを社会全体で支援する環境整備をより一層進めることを目的に策定する計画です。

閲覧・募集期間 1月23日(木)～2月14日(金)必着

各計画(案) 閲覧・意見用紙設置場所

①第2次小郡市地域福祉計画・地域福祉活動計画(案)

- ・市役所(福祉課、本館1階案内)
- ・社会福祉協議会(あすてらす内)
- ・各校区コミュニティセンター
- ・市ホームページ(ホーム▶健康・福祉▶地域福祉▶第2次小郡市地域福祉計画・地域福祉活動計画)

②小郡市子ども・子育て支援事業計画(第2期)(案)

- ・市役所(本館1階案内)
- ・子育て支援課(あすてらす内)
- ・各校区コミュニティセンター
- ・市ホームページ(ホーム▶子育て・教育▶子育て支援▶小郡市子ども・子育て支援事業計画)

提出方法 ・意見用紙に記入して、窓口・ファクス・郵送のいずれかで提出
 ・Eメール本文・ホームページ問合せフォームでもご意見を受け付けています。
 ①住所②氏名③電話番号を明記してください

注意事項 提出された意見に対して、個別に回答はしません

都市計画案の縦覧について

提出 問 都市計画課計画係(西別館2階) ☎72-2111 〒838-0198 小郡市小郡255-1

市が定める都市計画について、次のとおり案の縦覧を行い、意見を募集します。

①久留米小郡都市計画道路の変更(小郡市決定)

- ・久留米小郡都市計画道路 3・3・20-2 小郡鳥栖線
- ・久留米小郡都市計画道路 3・5・20-1 三沢西福童線

②久留米小郡都市計画 福童地区地区計画の決定(小郡市決定)

縦覧・意見提出期間 1月24日(金)～2月6日(木)必着※期間中の土日祝日は除く

時間 午前8時30分～午後5時

各計画(案) 縦覧・意見書用紙設置場所 都市計画課

提出方法 意見書に記入して、持参または郵送

注意事項 提出された意見書に対して、個別に回答はしません

平田家住宅が市に寄贈されました

申問文化財課 ☎75-7555

4

西鉄小郡駅から徒歩約10分の場所にある、市指定有形文化財「平田家住宅」。平成28年に寄贈を受けた座敷と数寄屋を除く、残りの主屋、新座敷、客殿などが、平田武敏さんから市に寄贈されました。これにより、市指定有形文化財「平田家住宅」は、敷地を含めたすべてが市の所有となります。

平田さんは、「愛着ある家を手放すのは寂しい思いもあるが、今後は市や地域の発展のために役立ててもらいたい」と、市長に伝えました。

平田家住宅は、近代における市の経済発展の一端を担った豪商の邸宅で、敷地における建物配置などは、豪商の生活全体をとらえることができる極めて重要な遺構となっています。また、鳥栖市出身の庭師・松尾仙六が手掛けた庭園は、平成29年に国登録名勝に選定されました。



見学は、月・水・金曜に受け付けています(※要予約)。



聴覚・言語障がい者用110番・119番通報のための専用ファクス用紙をご利用ください

5

問福祉課障がい者福祉係(東別館1階) ☎72-2111

小郡聴力障害者福祉協会・小郡手話の会の会員の皆さんが中心となり、ファクスによる110番・119番通報専用の用紙を作成し、使用を始めました。

聴覚・言語障がいなどで電話での会話が難しい人でも、すぐに110番・119番通報できるように、ろう者自身が考えて作成・改良を重ねた用紙です。

必要な人に広く利用してもらえるよう、これらの用紙を福祉課に設置するほか、市ホームページ(ホーム▶健康・福祉▶障がい者福祉▶【電話の利用が難しい人向け】ファクスによる緊急通報用紙)にも掲載しています。ダウンロードしてご利用ください。

メール・インターネットでも緊急通報が行えます

ファクス用紙

ファクス110番(FAX番号 092-632-0110)
お読みください。よく読んで下さい!

火事 救急

① 事件
火事か 盗難か 交通事故か 凶行か

② 誰か? 誰か A 不明

③ いつ? 今 夕 夜 日中

④ どこで? 自宅(住所欄)

⑤ どこまで? 障がい者(いる・いない)

⑥ 住所 市町村 区 町 丁目 番 号 号外

⑦ 電話番号 FAX番号 電話番号

▲110番

① 住所 市町村 区 町 丁目 番 号 号外

② 電話番号 FAX番号 電話番号

FAXダイヤルは 119 です
※口の中に記入して下さい

火事 救急

③ 燃えているものは?
 家 車 その他()

病気がけが 痛い 苦しい
④ 電話に口を近づけて下さい

▲119番

- 110番 ①福岡県警 メール110番(メールで通報)
②警察庁 110番アプリシステム
[スマートフォンなどへのアプリのダウンロードが必要]
- 119番 ③筑後地域消防指令センター
Web119システム(事前登録が必要)



①福岡県警



②警察庁



③119番